

令和2年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時11分

○招 集 年 月 日

令和2年3月4日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和2年3月5日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （2名）

余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 10番 彫谷 吉英

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
書 記 細 川 雄 哉
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和2年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、野呂議員は通院のため、彫谷議員は入院のため欠席の旨それぞれ届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和2年第1回定例会に当たり、さきに通告した質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

余市漁港本港地区の遊漁船の係留許可について伺います。昨年、本港地区の遊漁船の係留場において利用者同士のトラブルが発生したと伝え聞い

ております。原因は、係留許可のナンバーが陸地のアンカーに振られていないことから生じたものと考えています。料金を払い、一定の契約を交わしていても町は今まで暗黙の了解で陸地アンカー使用を認めていたがために、当然のようにどこで係留するも自由であるという解釈が成り立ち、トラブルが起こったものと伺っています。これらの解決について、町は当事者間での話し合い、解決を要請したとも伺っています。しかし、これを訴えた方はそれを了とはせず、警察に被害届（係留アンカー地点の変更及び係留ロープの切断等）が提出されたとも伺っています。町は、本遊漁船の係留に当たって今後も今までどおり使用料を受け取って許可をしても今までどおりの方針を続けていくのでしょうか。以下、伺います。

1つ、問題の場所では係留許可を何そうに出しているのか。

2つ、この問題の中心点ではありますが、今後も遊漁船の許可に当たっては今までどおりの方針を貫くのか。なぜ陸地アンカーに許可番号を与えることができないのか、具体的な見解を求めます。

今後当事者間の話し合いによっては、さらなる重大な事態に発展する可能性もありますが、町はこれに対し、どのような責任を取ることができるのでしょうか。

以上、伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の余市漁港本港地区の遊漁船の係留許可についてに関するご質問に答弁申し上げます。

余市漁港本港地区につきましては、平成13年度から北海道が管理する漁港として供用を開始し、遊漁船の係留許可等の事務については北海道からの権限移譲により町が行っているものでございます。

1点目の係留許可数に関するご質問でございますが、北海道漁港管理条例に基づき北海道知事が定める余市漁港本港地区維持運営計画により遊漁

船の受入れは8隻以内となっております。令和元年度は8隻の使用について許可しております。

2点目の遊漁船の許可に関するご質問でございますが、係留許可につきましては単年度ごとに申請を受けて遊漁船の登録を北海道知事から受けているなど許可要件を確認して北海道と協議をしながら許可しているものでございます。

また、遊漁船は陸地の係船柱を利用して通常は縦に泊めているのでありますが、しけ等の影響により横に泊める場合もあるなど港内の安全を確保する上で係船柱の使用における特定は行っていません。

さらに、余市漁港本港地区維持運営計画において隻数及び遊漁船が利用できる場所は定めておりますが、個々の係留場所の指定は行っていないところでございます。町といたしましては、これまで係留中の事故防止の観点からも協力し合って利用いただけるようお願いしてきたところでありますが、今後につきましても管理者であります北海道と連携しながら対応について検討をしております。

○14番（大物 翔君） 私としてはこういうトラブルが起きてしまうというのは大変痛ましいことだなと。せっかく使えるようになっている公共の場所であるわけですから、みんなでルールを守って楽しくそれぞれがやっていければ一番なのではないかなと思っているところなのです。

持ち主が北海道ということもありまして、なかなかややこしい部分もあるとは思いますが、結局ここは私の場所だよ、あそこは私の場所だよということが明確にはなっていないわけなのです。だからこそ恐らく今回の事件というのは起きてしまったのではないかなと私は考えるところなのです。横泊めしたりする関係もあるから番号を振っていないのだというのは今伺いましたけれども、さりとて今回たまたまこういう事故なり事件が起きたという話でしたけれども、当事者間で

お願いするというふうにやっちゃってしまっていたら、話合いがもつれてもっとひどい事件が起きてしまうことだって想像できるわけですよね。私が一番怖いのは、そうやって本当の大きな事件にもっともつってしまっていて、そうなったときに、では管理上余市町ないし北海道は何をやっていたのだと、そんなのだったら許可を与えなければいいのではないかと、こういうことになってしまうのが一番怖いと思うのです。もともと河川改修だとかの関係で、最終的にあの場所に遊漁船を使ってもいいですよという経過があったとは伺っているのですけれども、そうであればやっぱりちゃんとルールを決めて、その中でみんなで仲よくやっていけるように取り計らっていく必要があるのではないのかなというのが1つ。

もう一つとしては、防犯上の問題というのもやっぱり今回の件で明らかになったと思うのです。まさか職員だとか管理者の方が24時間そこに座って監視しているなんていうことはできないわけですから、そうであれば設備を少し改良してあげて、そういうトラブルが起きないように抑止的なこともしていかなければならないと。例えば防犯灯をつけるだとか、監視カメラを置くだとか、そういう仕組みづくりだって必要なのではないかなというふうに私考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

大物議員おっしゃるとおり、本件は皆さんがルールを守って当事者間でちゃんと港湾を利用すれば済むだけの話であります。ですから、先ほども申し上げましたとおり、町としては何でもかんでも民間でのトラブルに行政が介入するわけではありませんし、するつもりもありませんので、許可を出して泊めておられる当事者間の話合いによって解決してくださいというのが基本的なスタンスであります。

インフラをさらに整えたらどうかという話でございますけれども、その点に関しましては同じであります、町は管理条例に基づきまして許可を出すわけでございます。その利用に関しては、当事者間の問題でございますので、その点は当事者間で話し合っただけで適切に利用していただきたいと思いますとおもっておりますのでございます。

○14番（大物 翔君） ただ、皆さんの善意なり紳士協定なり、そういう中で依存が生まれ続けていなければ、こういう問題は起きなかつたらうと。ただ、悲しいことにこういうことが現実起きてしまったと。確かに一つ一つ全てのことに行政が介入するというわけにはいかないのだという言い分ももちろん分かるのです。ただ、そのスタンスを続けてしまえば、抑止できるものが何もないわけなのです。結局月ぎめ駐車場と同じではないですか。お金を払って許可をもらってそこに止めさせてもらっているのに、勝手に誰かが止めてしまったと。当然怒りますよね、持ち主は。そこは自分が許可を取ってお金を払って借りているのに何で止めるのだと。当たり前ですよ。そうしたら、駐車場を管理しているやつは何をやっているのだというふうな話になってしまうではないですか。それはよくないと。では、ルールを定めてあげることによって、そういうトラブルが起きないようにするというのも管理者の責任ではないですかと。そうしていく必要が今あるのではないですかと。私は、それを問うているのです。

さらに伺いますけれども、今後とも今までどおりのやり方を変えないと。許可は出していると。しかし、場所は定めないと、好きにどうぞと、そういう考え方で今後も続けていくことになってしまうのでしょうか。恐らくそうなる、また同じようなトラブルが起きると思うのです、何年か後にも。例えば半年ごとに係留許可を出しているわけではないですか、冬は泊められないですから。そうしたら、代替わりしていったときだとか、場

所が空いているから許可をお願いしますと来たときに、要件を満たしていれば余市はオーケーしなければいけないわけではないですか、問題がなければ。そうなったときに、またトラブルが起きるとも限らない。そうならないための仕組みを今つくっていく必要があるのではないかと。私を私は繰り返し申し上げているのですが、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

本件は8隻以内ということで、町としては管理条例に基づきまして、北海道の漁港管理条例に基づきまして許可を出しているわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、番号を振っていないのは横づけする場合もあるからというわけでありまして。しかしながら、月ぎめ駐車場等は番号を振ってあるわけですが、これはしけの関係で番号を振っていないという説明を先ほどしましたが、8隻以上は入れないわけでありまして、そこはその番号が振っていないからというトラブルではなくて、そこは空いているところに泊めれば済むだけの話であるというふうに思っておりますので、私としては何とも論点がよく見えないうところでございます。ということもありまして、条例に基づいて許可を出しておりますので、そこは利用者間での適切な利用をしていただきたいと思いますとおもっておりますのでございます。

○14番（大物 翔君） 確かに車を横止めすることはないとは思いますが、船であるがゆえにという構造上の問題もあるのでしょうか。ただそうなる利用者からしたら、お金を払ってまで許可をいただいているのに、どうしてということにもなってしまいますし、そういう技術的な部分は理解できるのですけれども、適切に場所を定めてあげられない、その許可を出せない法律上の根拠というのは何かあるのでしょうか。こういう遊漁船の停泊を許可している場所という

のは、余市の港だけではないわけではないですか。北海道中にそういうのを許可している港ってあるわけではないですか。あちこちでトラブルが起きているとは聞きますけれども、起きているなりに対応はしていると思うのです。このまま放っておいたら、私をもっと恐れているのは運悪く余市町でこういうことが起きてしまったと。もっとひどいことになってしまったと。北海道なり余市町がもう許可できませんなんていうことになったら、北海道中で訴訟が起きると思うのです。権利問題ですから、これ。そうやってきたら、元も子もないわけではないですか、せっかく使っているのに、トラブルが起きないようにしていくのも許可をする側の責任ではないですか。持ち主がもし北海道だからと、連携しながらやっているのでしょうけれども、こちらだけでは対応ができないのだというのであれば、場合によっては北海道にお伺いを立てる必要も出てくるかなとは思っているのですけれども、今までどおりのやり方を続けていくということによってよろしいのでしょうか。

それと、では今まで皆さん順序よく停泊されていたと思うのですけれども、こちらからここに泊めてくださいというふうに言っているようなことはあるのですか。それとも、書面か何かで8そうしか許可できないから、あなたはここに泊めてくださいねというふうに文書か何かで通知されたりしているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来申し上げているとおり、北海道漁港管理条例に基づきまして8隻以内という枠がありますので、今後もその枠内で利用者には適切に使っていただきたいと思いますというようお願いをすることによってございます。

また、2問目の書面でここに泊めてくださいと

というようなことをやっているのかという問いでございますが、そのようなことはやっておりません。

○14番（大物 翔君） いろいろ難しい部分はあるとは思いますが、ただそのままの状態を続ければ、私は恐らくいつか取り返しのつかない問題が起きていってしまうだろうと大変危惧しています。そうなれば、余市の名にも傷がつくし、何より利用者さん同士だって嫌な思いをします。そうならないように適切な仕組みづくり、設備づくり、今後とも進めていただきたいと思います。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号6番、庄議員の発言を許します。

○6番（庄 巖龍君） 令和2年第1回定例会において、さきに通告いたしました1件につきまして答弁のほうをよろしく願いをいたします。

ユーチューブを活用した情報発信について。余市町は、自然豊かで1次産業を含め、文化遺産等々の多くのポテンシャルを持ち、後志道開通により観光客の入り込みも増加傾向にあります。

本町では、ホームページを開設しております。道内の各自治体でもホームページを開設しているのが現状であります。IT化が進む現代社会において若者のスマートフォン普及やテレビの4K、8K化が進み、ユーチューブも視聴可能となっております。

さきの第4回定例会におきまして、私の一般質問の中で国内外と比較して余市町の魅力についてと質問したところ、豊富な農水産物や加工品、ウイスキーやワインなどの食資源、高速道路開通で高くなった札幌圏からの利便性など多種多様な資源に恵まれ、高いポテンシャルを持っているが、こうした魅力は道内では認知されているものの道外、海外には十分知られていませんと齋藤町長は答弁をなされました。

令和2年2月現在においてユーチューブで情報発信をしている道内自治体は14自治体であります。ユーチューブのメリットは、情報発信するのに全世界へ発信が可能であります。余市町に来町予定する方々が事前に余市町の情報を知ることにより、より余市町への関心が高まると考えます。また、余市町でのシンポジウムや各種イベントの動画配信や余市町長からの肉声でのメッセージ等の配信も可能です。今こそユーチューブを活用し、魅力ある余市町を国内外に発信すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員のユーチューブを活用した情報発信に関するご質問に答弁申し上げます。

現在本町では、ユーチューブの公式アカウントを所有しており、余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト、移住・定住に関する動画を公開しているところでございます。町ホームページからは、トップページ上段右上の余市・仁木ワインツーリズムプロジェクトにおいて7本の動画を、産業・経済・まちづくりの移住・定住ページ内においては2本の動画を視聴できるようサイト内に埋め込みをしているところでございます。

総務省の調査によりますと、世代を問わず、国民の多くはインターネットによって情報を得ているという結果が出ております。このようなことから、議員ご指摘のとおりユーチューブによる動画配信は国内のみならず、全世界に本町の魅力を発信できるツールとして非常に有効な手法であると認識しているところでございます。余市観光協会などの意見も聞きながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○6番（庄 巖龍君） 余市町のホームページアクセスにつきましては、2016年の3月18日、余市・仁木ワインツーリズムプロジェクトあるいは2019年、直近ですと6月12日ですか、余市ワインツーリズムの30秒の動画だとか、そういったのが

配信されておりますけれども、チャンネル登録数76名ということで、今日私が調べるところによると大体アクセス数においては300から多いところで2,000件ぐらいですかね。そんなことがあります。

この質問をするに当たりまして、他の自治体のいろいろなホームページを見させていただきました。特に非常にユーチューブで発信をしている、動画で発信をしているところなど、宮崎の日向市だとか小林市あるいは長野県の小諸市なんかもあります。そういったところなんかでは、非常に面白い動画配信になっていまして、実は私もうちの息子と一緒に見たのですけれども、子供が腹を抱えて笑っていました。これ実は、市長さんが自ら着ぐるみを着てだとか、あるいは町長さんとか副町長さんとか市長さんとか副市長さんがその動画に出ていたりとかするのです。そんなこともありまして、うちの息子が腹を抱えて、うちの女房なんかもそうですけれども、見て笑っていただけども、そんな中で私はちょっと考えたのですけれども、少しぐらいこういう動画配信に関しまして遊び心もあってもよろしいのではないかと。

余市町のユーチューブのチャンネルも確かに見させていただきました。確かに余市町の魅力を発信しているということは十分に伝わるのですけれども、例えば齋藤町長がソーラン武士！！の着ぐるみを着てコサックダンスを踊ったりとか、あるいは細山副町長が同じくソーラン武士！！の着ぐるみを着て卓球のラリーを1,000回ぐらいやるとか、そういう動画を配信をすると。こういう小林市なんかだとか、日向市だったらヒュー！日向だとか、例えば小諸市なんかだったら小諸がアツ・イー！だとかあるのです。そこで、例えば細山副町長が着ぐるみを脱いだときに、よっ、余市なんてやると大変面白いではないかと。そういうようなこともありまして、遊び心もあつた、そういったこともあるかなと。1つ案としては、私のない

知恵を絞りまして、こういうことも可能かなと思
いましてお聞きしました。答弁をいただきたいと
思います。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の再度のご
質問に答弁させていただきたいと思ます。

ユーチューブを活用したコンテンツ、面白いコ
ンテンツを配信することで余市町の知名度を上げ
るということについての見解という質問であると
思ますけれども、各自治体で様々なコンテンツ
を作って配信しているということもありまして、
今の若者の将来の夢を見たら将来はユーチューバ
ーになりたいという人が結構上位を占めるなどユ
ーチューブの発信力、影響力というのは侮れない
ものがあると考えております。

他方で、現状であるものをそのまま流すとかで
したら、すぐできるわけではございますけれども、
コンテンツを作るとなると各広告代理店なりユー
チューバーなりが知恵をひねり出して様々な面白
いコンテンツを作っていると。それには、大体相
場としては200万円から500万円ぐらいかかるとい
うふうに認識しているところでございます。観光
コンテンツですとか発信の話でありますので、先
ほども答弁させていただきましたが、観光協会が
例えばユーチューバーを呼んでなどというのはあ
り得ると思ますので、その点観光協会などとも
話をしながら研究してまいりたいと思っていると
ころであります。

○6番（庄 巖龍君） ちなみに、長野県の小諸
市ですけれども、こちらの場合は市職員が動画の
作成をしております。かかったのは、たまたま黒
いタイツを買った、9,500円だけしか経費がかか
っていないということがありますので、その辺はも
うユーチューブが出来上がっているわけござい
ますから、その中で経費をかけなくてもできる
ということもありますので、創意工夫をしていただ
ければと思っております。

次ですけれども、関連しまして、今回実はコロ

ナウイルスの件でいろいろと国内外、非常に報道
されているわけでございますけれども、動画配信
をすることによって、例えばこの議場をユーチュ
ーブなり、カメラを設置して例えばそういったこ
とで議会の様子などを見ていただくということに
なれば、これは実は傍聴者の関係もありますけれ
ども、傍聴者以外の方々も本当は議会を見に来た
いのだけども、実際のところは集団感染という
おそれもあるので、議会を動画で見られる可能性
もあるということもありますので、その辺につい
てのご見解をお聞かせいただければと思っており
ます。よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の再度のご
質問に答弁させていただきたいと思ます。

ご指摘のとおり、コロナウイルスによって各企
業でもテレワークですとか動画を使った業務、出
勤しないで在宅で勤務というのが増えているとい
うふうに認識しております。

議会の配信につきましては、議会の内部で決め
ることでございますので、私の仕切りではないの
で、何とも言いにくいところではございますけれ
ども、一般論としてはいろいろところで配信を
されておりますし、テレワークも進んでおります
ので、そういうのは有効に活用できるのであれば
いいのではないかとこのふうには思っております。

○6番（庄 巖龍君） ただいま町長のほうから
答弁ございましたとおり、これは議会側のほうで
やることでありまして、私も議会運営委員会の委
員の一人であります。その中で、議会の改革とい
うことでいち早く余市町議会としても今回第1回
の議会報告会ということで初めての報告会、町に
出て町民に報告をするという議会改革が進んで
おります。これは、あくまで先ほど町長が答弁され
たとおりでございます、議会側のやることでご
ざいますけれども、これはあくまで感想で結構で
ございます。町長の感想をちょっとお聞かせいた

だきたいと思うのですが、余市町以外の後志、道内で行きますと近くでいうと小樽市、それから黒松内、倶知安町あるいは道内ほかのところでいくと十勝の更別村あるいは岩見沢市、日高町なんかでも議会の例えば町長の方針だとか教育長の方針あるいは一般議員の答弁なども、そういうのを配信をしているということがあるので、これはあくまで議会側がやることではございますけれども、町長として感想で結構でございます。ひとつお聞かせいただければと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたとおりでございますが、議会の配信につきましては議会の内部の仕切りでありますので、私がどうのこうのとコメントする立場にないですけれども、一般論としましては議員ご指摘のとおり、様々なところで議会配信が進んでいるというようなことを認識しているところではあります。

○議長（中井寿夫君） 庄議員の発言が終わりました。

次に、発言順位3番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和2年第1回定例会に当たり、さきに通告しております一般質問1件、質問いたします。答弁のほどをよろしく願い申し上げます。

本町職員の労務管理について。近年、国では働き方改革が叫ばれ、長時間労働の是正、働きやすい職場環境が期待されている中、本町としても取組が必要と思われれます。自治体職員の仕事の内容は、年々多岐にわたり業務量も膨大になっており、部署によっては恒常的な長時間労働や休日出勤が見受けられると聞いております。このような中、本町の労務管理についてどのように認識をしているのかお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の本町職

員の労務管理についてに関するご質問に答弁申し上げます。

近年、少子高齢化や地方分権等の社会情勢の変化に伴い、町民のニーズは高度化、複雑化、多様化しており、職員の果たすべき役割はますます重要となっている中で、職員の勤務時間、休暇等に関しましては健康や福祉を考慮した上で労務管理をしているところでございます。しかしながら、公務という特性上、災害の発生や人員配置した段階では予測をしていなかった新たな他律的業務の発生などが生じているところでございます。

昨年も長時間労働是正に向けた改正労働基準法が成立したのを受け、公務員も超過勤務命令の上限時間が1か月45時間かつ年間360時間まで、他律的業務の比重の高い部署も1か月100時間未満かつ年間720時間までと明確に上限が規定されたところであり、本町も国家公務員に準じた取扱いをしているところでございます。今後も職員の健康管理にも配慮した上で、可能な限り適正な人員配置に努めるとともに、働き方について余市町職員労働組合と協議を重ねながら対応してまいります。

○16番（山本正行君） 今答弁をいただきましたが、今回この本町職員の超過勤務についてちょっとお話をさせていただきましたが、1つは、これは皆さんもご存じだと思いますが、1つ事例を発表させていただきますと、昨年根室管内の標津町で24歳の方が自殺をしたという痛ましい事故が報道、新聞等でも記事になっております。この内容を調べていきますと、この職員は自殺する2か月前、1か月当たりの平均超過勤務時間が146時間だったというふうに第三者の弁護士を入れた調査で認定をしたということで、心理的負担が自殺を引き起こしたと考えられるという相当の結論づけがされていると。そうしますと、今町長から答弁あったとおり、1か月45時間、これを超えない範囲内が一般的な認識というか、さらに厚生労働省の

ほうでも出ている内容からいきますと、先ほど町長からあったとおり1か月100時間を超えるというのが公務災害につながる危険な数字というか、1つの目安になるということですので、私はこの標津町の問題は標津町だけの問題ではなく、日本全国公務員労働者、一般の労働者も入りますが、1つの自治体だけの問題ではなく、どこでも起きてくる可能性のある事件であったろうというふうに思います。

そんなことで、私はこの月45時間を超えなければというより、超えるほど過労死の関連性は強くなっていくという観点から考えたときに、余市町における今町長からはこの45時間の考え方で国家公務員に準じて取扱いをしているし、組合とも協議をしているという答弁でありましたが、現実に直近になるか、過去の事例としてこの1か月当たりの超過勤務が45時間を超え、100時間まで行くかどうかは別にして、どのくらいの実態になっているかという数字を押さえているのか教えていただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨年度の決算委員会を出した超過勤務時間の資料でございますが、年間の平均残業時間数については92時間で、月平均の1人当たり時間数が8時間というデータでございます。

○16番（山本正行君） 今の答弁であります、年間平均1人当たりでいくと92時間、月当たりでいくと8時間くらいという答弁でいいのですよね、まずそこは。それで、平均的にはそういう数字というのは何となく私も分かっています。ただ、私が危惧するのは、その職場によって著しく突出して恒常的な時間外労働を強いられている職員がもしいたときに、万が一のことがあったら大変だなと、そんな思いで今回ちょっと聞いております。平均的には、こういう数字というのは分かります。

あと、関連して申し上げますと、この長時間労

働の時間外の決算の数字というのは、時間的にはこういう数字にもなっているし、予算的には全体の人件費の7%以内くらいの予算で行っているということも一応聞いております。ただ、現実、平均数字は分かりましたが、そういう偏ったところがないのかなというのがまず1つお聞きしたいなというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん各部署によって忙しい時期でございますとか、山本議員ご存じのとおり今ですと税務ですとか財務系が忙しくなっているわけでございますけれども、また突発的な事項に対処するというような業務もありますので、もちろん業務の多い少ないというのはあるわけでありまして。しかしながら、先ほど来答弁申し上げましたとおり働き方については職員の健康管理にも配慮した上で、可能な限り適正に平均化して人員を配置するように努めてまいっているところでございます。

○16番（山本正行君） 公務の性格からいくと通常業務と、さらには災害等のあったときの突発業務、それによって極めて労働時間が不安定な時期もあるという、これは私も十分認識をしております。ただ、数字は押さえていませんが、メンタルな部分、超過勤務が影響しているのか、病気が影響しているかは別にしてメンタルな部分で病気休暇を取っている職員も最近少し増えてきていると、そんなことも背景にちょっとあるなというふうに思っております。

それと、今町長の答弁があったとおり健康管理にも注意しながら行っているよということも十分理解はしますが、ただその健康管理を含めてそうなのですが、超過勤務の台帳というか、勤務命令簿、さらには休日出勤、これも勤務命令簿があると思います。そういうのはどういう状態で、私が昔いた頃と変わりがいいのか、今は少し変わってきたのかも含めて、この辺の状態がどのようにな

ってきているのかも把握をしておきたいなというふうに思っております。これは、なぜそう申し上げますかという、超過勤務は基本的には上司の命令に基づいて台帳に記載をして、そしてその職員が行うというのが一般的だと思うのですが、その捉え方も管理状況を含めてどうなっているのかというのをちょっとお話を聞きたいというふうに思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

超過勤務については、基本的に超勤命令を出して台帳に記載して把握しているというようなやり方ですので、山本議員がおられたときと同じシステムであります。

○16番（山本正行君） 分かりました。

それで、これでもう最後にしますが、私が今回この問題を取り上げたのは、トータル的には超過勤務手当が7%の予算の中でもし行っているとすれば、その原課によっては7%を超えてしまうような状況にも陥ると。そうした場合、超過勤務の命令簿に記載をしない、要するに記載されていない超過勤務が見受けられるというのも少し聞いております。だから、万が一事故があったときに証拠になるものは何かといいますと、1つは公務災害でいうときはこの超過勤務命令簿が1つのその人の超過勤務の実態がそこで分かるというふうになりますので、ぜひともこの辺の関係を含めて職員労働組合等もありますので、よく協議をさせていただきたいなというふうに思っております。それに対して、最後町長のほうから何かあればお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

さきにも申し上げましたとおり、働き方については余市町職員労働組合と協議を重ねながら対応していきたいと考えております。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わり

ました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に当たり1件の質問をしております。理事者においては、要を得た答弁をお願いいたします。

1つ、JR余市駅のバリアフリーと東側の整備についてです。住民の通勤、通学、通院など生活交通としてJR余市駅から函館本線を多くの方が利用しています。しかし、高齢者にとって駅ホームの階段などが障害となり、利用しづらくなっています。また、駅前送迎時の車両の待機、乗り入れで朝晩には混雑して危険な状態にあります。JR余市駅は、余市町地域公共交通の中心的存在です。エスカレーター導入や駅東側に改札口の設置をJR北海道に要請することと駅東側に駐車場の整備を検討することについて伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のJR余市駅に関するご質問に答弁申し上げます。

まず、エスカレーターの導入や駅東側の改札口設置の要望についての質問でございますが、高齢者や障害者等が余市駅構内を円滑に移動するためにはエスカレーターやエレベーター等により段差の解消や転落を防止するための設備を整備することが必要であると認識しており、以前にも余市商工会議所や余市観光協会とともに跨線橋のバリアフリー化について北海道旅客鉄道株式会社に要望を行った経緯もありますが、跨線橋のバリアフリー化につきましては高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリ

一法の規定により1日当たり平均利用者数が3,000人以上の駅についてエレベーター等の設置が要請されておりますが、余市駅は3,000人に満たない状況であり、また1日利用者3,000人以上の駅においてもエレベーター等の設置されていない駅もあることから、そちらを優先してバリアフリーを進めたいとの回答であり、現在も状況は変わらないと聞いております。また、駅東側の改札口の設置についても設備や人員配置の点から困難と聞いております。

余市駅につきましては、現在並行在来線の対策について北海道や沿線自治体とも協議をしているところであり、方向性のいかんによって北海道旅客鉄道株式会社に対する要望も異なってくることから鋭意協議を進めてまいります。また、駅東側の土地の活用についても並行在来線の対策について一定の方向性が出た時点でどのような活用ができるか検討してまいります。

○15番（中谷栄利君） 商工会議所や観光協会などエスカレーターの導入、いわゆるバリアフリーに関わっての要望等もされているというお話でした。

私は、今回この質問をした理由については、今在来線をめぐる問題に当たって様々な動向が行われています。昨年6月によりやく並行在来線に関わる道主催の会議が設置されて、新幹線開業に当たってのさらなる前倒しについて、あるいはそれぞれの駅設置のところでも地域の開発に当たってもさらに議論を進めてもらいたいという動きが早急に高まっています。

そこで、私はこの地域公共交通に当たっても、また住民生活にとってもこの余市駅はやはりなくてはならない存在だということが多くの方が認識されていますし、またこの余市町も駅を中心として発達し、中心地に駅があります。そこで、町としてこの駅を今後どのようにしっかり見据えて、さらに利用されやすい駅にしていくのか、そこが

これからの駅をめぐる問題、また住民生活の交通圏、移動圏を守る意味でも大変重要な課題として質問いたしました。ですから、町側の取組として今この問題についてさらなるアピール、またどういうふうに位置づけてこの問題について構想、地域計画にも盛り込んで考えていくのか、そういった取組姿勢が必要なものと思います。

まず、商工会議所並びに観光協会、町が様々な要望をしていることも承知しております。そういった中で、ここに関わって質問ですが、要望は行っていますが、その間継続した協議はどのようにされているのかなということをお尋ねしたいです。実は、日本共産党議員団でもJRの問題について交渉を毎年のように行っています。その中で、先ほど町長がバリアフリー法で3,000人の縛りがある中で、余市町はJR北海道の今の発表の中でも1,500人程度の乗降客という形で発表されているようですが、今観光客の増加等もあって2,000人近くになってきている状況ではないかなと思います。しかも、高齢化する余市町としてやはり駅を利用したくてもできない、また跨線橋があるためになかなか困難であると、そうやって二の足を踏んでいる方も多くなっている。また、車の高齢化による免許返納もこの余市町も進めていますが、さらにやはり運転の困難な方がJRを利用されなければならない状況も生まれてくる中で、この問題は早急な課題と思います。

日本共産党議員団がこのことで、跨線橋の解消で、ぜひJRにエスカレーターの導入を含めて跨線橋の解消を重ねて要望してきた中で、その昨年の要望の中でJRの姿勢はこれまでバリアフリー法の3,000人という問題を理由に、かたくなに困難であることしか回答しませんでした。昨年動きが変わりました。というのも、高齢化するこの余市町、そして住民の生活を守るという意味で、ぜひともJR北海道にこの状況を分かっていたら、利用を促進するような対策が必要ではないか

と交渉を重ねた結果、ＪＲ北海道並びに余市町としてお互いに何ができるか、ぜひ協議していきたい、そういった前向きな姿勢に変わってきております。

そういった状況下の中で、この駅利用の促進のためにもぜひ余市町がＪＲ北海道とこの問題に関わって協議を重ねて駅の利便性を高めるとともに、この跨線橋のバリアフリーの問題、大きな課題ですので、解消し、文字どおり町の中心地の駅として、地域公共交通の要として発展させていただきたい、そのことを願うものです。そういったＪＲ北海道の姿勢が変わらないとおっしゃっていましたが、動きが軟化している状態を私は感じましたので、それに関わってどのような判断をされるのか、またこの間の交渉の中でのやりとりも含めて、ぜひ併せてご答弁願いたいと思います。

駅東側についての問題ですが、先ほど町長の答弁では在来線の動向を見極めてという話でした。しかし、先ほど来言っていますが、在来線の動きについてはこの余市町がどういうふうな構想で町を発展させていく、その中で駅をどう位置づけていくというのが要です。駅東側に住宅地や商業施設等が張りついてきている中で、やはりそちらのほうの利用客が圧倒的に多い。しかし、そっちらから駅を利用するためには踏切を渡らなければならない。今日、高速道路の開通により、なかなか踏切前後が渋滞している中で大変厳しい状況になる可能性もあります。駅前の混雑の中でも駅前の横断歩道を渡ろうとするところでも危ういところも多々あります。そういった中で、やはり駅東側についての改札口というのは、これからの余市の発展のためにも１つ重要なポイントではないかと。そういったことで、在来線の動向を見てという判断ではなく、町の発展、これからの構想の中で駅をどうやって位置づけていくかという観点の中で駅東側の改札について、またその周辺、駐車場などの整備について構想、検討をしていただきたい。

そのことを切に願うものですが、それに関わっての答弁をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

跨線橋のバリアフリー化及び駅東口の改札についてでございますが、どのようにＪＲと話しているかにつきましては担当レベルとして、課長レベルで適時、随時ＪＲ側と協議を重ねているところであります。今後の方針につきましても、先ほど来申し上げたとおり並行在来線につきましては新幹線を開業をするとＪＲから経営分離するということはもう確定してしまっているわけでございますので、今後の扱いについてはまだ方向性が各沿線自治体とも出ていないわけでございますので、それによって相当対応が変わってくるというところでございます。その辺を見極めながら鋭意協議を進めて、さらに進めていきたいと思っております。

○15番（中谷栄利君） 今並行在来線をめぐる動向の中で、北海道新幹線開業に関わりＪＲ北海道が経営分離すると。経営分離に沿線自治体が同意したことをもって、ＪＲ北海道は経営分離を表明したわけですが、新幹線開業に当たっての着工後条件で沿線自治体の同意ということがありますが、それはもうかねてから私もいろいろなところで質問もしておりますが、法的な根拠はない。しかも、今日北海道の生活されている各地方都市の中でその沿線線路が剥がされることによって経済の物流あるいはいろいろな人の流れの問題でやはり大きな支障を来していることがあります。

新幹線が開業すれば、本当にいいのでしょうか。札幌圏に至っても後志、またそういったところが自分たちの要するによりどころ、生活を癒やすよりどころとして線路１つで、鉄路１つで行けるといふものがある中で都市での生活が成り立つわけです。今日、観光客も外国の方もパスを使う中で多くの方が利用されていますが、やはり鉄

道を中心に利用されるのが今日です。この問題を話せば、並行在来線に関わる問題についての話に関わってどうしてもなってしまいますが、やはりこの余市町が住民と一体となって行政も着工後条件の中で法的な根拠はなく、これからもなくてはならない存在だと。そういった中で、やはり駅を中心としたまちづくりをどうやって進めていくのか、地域住民にとっての生活交通として鉄路はなくてはならない存在とおっしゃられて、その問題について行政も2月14日に地域公共交通としての計画を策定したところですが、その位置づけに従って町を発展させていく要として駅を中心に据えている。そういったことの流れでこの駅の問題、そして多くの方が余市に訪れた際にもよくトランクケースを抱えて乗り降りされているのが見受けられますが、そういった不備のないようなことも進めていくことも大切ではないかと思えます。

ぜひ経営分離している、その並行在来線の動向ということではなく、もう平行線になるかなと思えますけれども、文字どおり議論の平行であっては困るのですが、この問題について余市の町としてどういう発展をさせていかなければならないか、その要として鉄路はなくてはならないという位置づけのもとに、地域公共交通の要としての余市駅の様々な利便性の向上のためにも大きな肝になっているバリアフリーの問題について、駅東側の問題について解決に当たっていただきたいと思っています。

様々述べましたけれども、これからのまちづくりの構想として地域公共交通網形成計画ができてきているわけですから、そこに駅の問題についてしっかり見定めて関係機関との協議を重ねて、この問題についてお互いに何がよりできるのか、JR北海道は余市町とぜひ相談していきたいという姿勢を示していますから、ぜひそういった意味でも何ができるのかお互いに協議してこの問題についての前進を図るべきではないかと思っています

が、ぜひそういったことを取り組んでいただきたいと思えます。これに関わってお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げておりますとおり、並行在来線の今後につきましては私としましても非常に重要な交通機関であるというのはJRに申入れているところであります。他方で、経営分離というのはもう既に確定してしまっているわけですから、今後どのような形になるのかを見極めなければ、この駅をめぐる動向というのはやはり判断できないのではないかとこのように考えているところでございます。もちろん投資するに当たっては、財源が必要となってくるわけですから、財源を使うに当たっては場当たりの、今必要だからやれというのではなくて、きちんと将来を見据えた財源の使い方というような方針でなければ私は財源を使うつもりはありません。ですから、その点の動向も踏まえつつ、鋭意協議していきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 15番、中谷議員の発言が終わりました。

次に、発言順位5番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 私のほうからは、ジェンダー平等の取り組みについて質問したいと思います。

ジェンダーとは、社会が構成員に対して押しつける女らしさ、男らしさ、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指し、一般には社会的、文化的につくられた性差と考えられていますが、政治的につくられ、歴史的につくられたものです。男女平等を求める運動の積み重ねにより法律や制度上では男女平等社会が実現したかのように見えますが、女性の社会的地位は低いままで、多くの女性は非正規で働き、政治参加は遅れています。自由を阻害され、

暴力にさらされている場合もあります。ジェンダー差別が根底にあると考えられています。

ジェンダー平等社会を目指すことは、あらゆる分野での真の男女平等を求め、男性も女性も多様な性を持つ人たちも差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるようになる社会を目指すことと考えられます。

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標、SDGsは2030年までに達成すべき17の目標の5番目にジェンダー平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図ることを掲げるとともに、全ての目標にジェンダーの視点を据えることを強調し、ジェンダー平等はあらゆる問題を前向きに解決する上で欠かせない課題と位置づけています。国連のグテーレス事務総長は、2月27日にニューヨーク市で演説し、奴隷制や植民地主義が汚点であったように、21世紀においては女性が被る不平等を私たちは皆感じ入るべきだ、21世紀は男女平等の世紀にしなければならないと語りました。

この問題での日本の立ち後れが深刻です。スイスのシンクタンクである世界経済フォーラムが公表した各国の男女格差を数値化した2019年の比較で、日本は153か国中121位で過去最低でした。女性への安上がりの労働力と家族責任の押しつけ、男性への長時間労働、単身赴任の押しつけがあり、戦前の男尊女卑が戦後も引き継がれていることにも原因があると思われます。ジェンダー平等社会を目指し、取り組むべき課題について、以下質問します。

1、ジェンダー平等を妨げている要因についての見解を伺う。

2、夫婦別姓についての見解を伺う。

3、女性町職員の管理職登用の目標について伺う。

4、同性パートナーシップ制度の導入についての見解を伺う。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のジェンダー平等の取り組みについてに関するご質問に答弁申し上げます。

1点目のジェンダー平等を妨げている要因についてに関する質問でございますが、我が国においては一般論として男性は女性に比べて外の仕事に向いており、女性は男性よりも家庭内の仕事に向いていると古くから考えられてきているところに要因があるのではないかと考えます。

2点目の夫婦別姓についてに関するご質問でございますが、家族形態の多様化が進む中で旧姓を使用する方や事実婚を選択する方々も少なくないことや改姓によって不都合を被る方がいることも実態として認識しているところでございます。国が昨年6月に決定した女性活躍加速のための重点方針2019において、女性活躍の視点に立った制度等の整備として選択的夫婦別姓の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら引き続き検討を行うと示しています。本町といたしましても法律の改正を伴うことから、国会で判断すべきものと認識しております。

3点目の女性職員の管理職登用の目標についてに関するご質問でございますが、町職員204人に対し管理職は74人となっており、うち女性が11人、管理職に占める割合は14.9%となっております。また、平成28年4月に策定した余市町特定事業主行動計画に基づき、女性課長の登用につきましては令和2年度までに5%を目標として掲げており、現在課長職28名中女性1人、3.7%という状況でございます。今後も性別にとらわれず、適材適所の考え方を基本とし、女性職員の登用を行ってまいります。

4点目の同性パートナーシップ制度を導入することについてに関するご質問でございますが、同性パートナーシップ制度につきましては性的マイノリティー当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であると認識しており、性的マイノリティー

一に関する国の動向などを引き続き注視してまいります。

○13番（安久莊一郎君） まず、ジェンダー平等を妨げる要因についてに関してですけれども、やっぱりこのジェンダー平等ということが現在国際的にも使われて、これが非常に重要だということが言われているということをもまず押さえておかななくてはいけないと思うのです。やっぱり男性も女性も、それから今は多様な性を持つ方々がやっぱり差別をなくしていく、これが国際的な流れになっております。ですから、このことをやっぱり押さえて、それを妨げている要因について我々それに対する取組を強めなくてはいけないと思うのですけれども、1つ私はフィンランドの例が非常に参考になると思いまして、ちょっと紹介させていただきたいと思うのです。

フィンランドは、国際的に幸福度が世界1位と、それからジェンダー平等度が3位。これは、幸福度については国連で毎年発表しているものです。フィンランドは、幸福度が1位というのは2年連続で評価されております。幸福度が高いところとジェンダーの平等度、これが重なり合っているという国が多いのですけれども、どうしてこのフィンランドがそうなったかといいますと、その象徴としては昨年暮れに34歳の女性首相が誕生しているのです。このフィンランドについては、2000年代から女性首相は3人目だということです。今回のマリンという女性の首相は、貧しい家庭に生まれて母親と同性パートナーに育てられて、20代で市会議員、30代で国会議員になると、そういう経歴を持っています。フィンランドでは、若手の議員の多くが中学生や高校生時代から自分たちの党というのを持っていて、自分たちの党の青年部で活躍して経験を積んできたということがありますから、これも日本でも我々にとっても非常に大事なことだと思うのですけれども、この彼女が今年の年頭の声明で社会の強みは、いかに弱者が尊厳

を持って生きていけるかということだと、こう語っているのです。

フィンランドは、ゆとりある働きで経済成長を成し遂げてきたと言われております。どういうことかという、仕事は夕方4時に終わり、残業はほとんどないと。夏休みは1か月、ゆとりある働き方が男女平等を進めて、仕事への意欲を高めて、1人当たりのGDPが日本の1.25倍と、こういうふうになっているのです。教育方針も知識を学ぶのではなくて、学び方を学ぶのだと。自分で自立して考えていく力、新しいものを常に吸収している人間を育てることをより重視する内容にしているのだと。これは、フィンランドの大使館の広報部の方がこのように話しているのです。ですから、これはやっぱり日本にとっても非常に参考にすべきことがたくさんあると思うのです。

最近も私は区会の役員の方とお話したのですけれども、やっぱり区会も後継者がなかなか見つからなくて困っているのだと。役員の方は、みんなどんどん、どんどん毎年高齢化していくわけですけれども、やっぱり今の若い人たちの働き方を見ていますと非常に余裕がないから、例えば区会の仕事なんかフィンランドみたいにはいかになくても夕方に帰ってきて、その後そういう仕事ができるかという、仕事に追いつけられないと。どこでも今、後継者不足と言われてはいますけれども、その一つはやっぱりこういう働き方の問題、これが非常に大きいと思うのです。ですから、やっぱり我々このジェンダー平等が妨げられている要因について、きちんと押さえていく必要がまずあるのではないかと思います。

先ほどの国際的なジェンダー平等度、日本が121位という非常に低いところにあるのですけれども、それもやっぱり経済面での評価が低いのです。だから、男性と女性と比べても正社員の賃金が低いし、さらにこれ女性はパートだとか派遣の方が多いためですけれども、それも含めればもっと

女性の賃金は低くなっている。それから、女性は残業や転勤ができないから責任ある仕事はさせられないという、そういう本当に仕事に対して誇りを持てる、そういうことがないということをやっぱり指摘しなくてはいけないと思うのです。ですから、なおさらこの余市町において、先ほど管理職等についてお聞きしましたけれども、やっぱり女性も働きがいを持って仕事ができる、やっぱり男女平等、仕事の面でもそういう誇りを持てる、そういうものにしなくてはいけないというふうに考えます。まず、最初のジェンダー平等の妨げている要因についてはそういうことを指摘しておきたいと思います。

次に、夫婦別姓です。選択的夫婦別姓のこと、国会でも論議されているのはそうですし、法務省でもこの問題についてはやっぱり民法の改正等も関係ありますから、法制審議会の民生部会で取り上げられております。しかし、まだ現在選択的夫婦別姓の制度ができていないということで、女性の方は結婚してどちらの姓を名乗るのかというのはやっぱり、別々にやっている方もいますけれども、同じ姓にしている方がもう圧倒的に多くいる、我々もそうですけれども。ですから、そここのところをやっぱり我々政治に関わる者も考えていかなくてはいけないと思います。余市でこの夫婦同姓、女性が結婚して姓を変える改姓について、余市の場合のデータはあるのでしょうか。もしあれば、お知らせいただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁をさせていただきます。

余市町のデータはございません。

○13番（安久莊一郎君） これ非常に氏名というのは、名前というのは、やっぱり我々の一人一人の人権の象徴であるということですから、憲法の定める個人の尊厳にこれは反することだと思うのです。ですから、きちんとやっぱり選択制、夫婦別姓ですから、どちらでするかというのは同じ同

姓にしても姓を別にしてもこれは個人の自由ですから、それは別にもう選択的夫婦別姓をつくればそれで済むことだと思うのです。だから、それをぜひ余市町でも考えていってもらいたいと思います。

それから、先ほど余市町の管理職登用の目標についての問題について聞きたいと思います。先ほどの課長職以上のところ、今は3.7%でしたか。目標は5%だと言われましたけれども、これもやっぱりいろいろな事情がありますけれども、ちょっと5%というのはまず目標としては低いのではないかと思うのです。もっとこれを上げていくという考えはないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、前提として述べておきますけれども、私は別に性別で差別するつもりは一切ございませんので、今後も性別にとらわれず、適材適所の考え方を基本として女性の登用をしてまいりたいと考えています。ですから、このパーセントというのは何ら意味がないということをご指摘しておきます。優秀であれば、その分増えるわけでございますので。

○13番（安久莊一郎君） 女性の登用を今差別なくやりたいと言っていますけれども、実際に現在3.7%しかないわけですよ。それをどうやって高めていくかというのは、やっぱり目標がなければ取り組み方も全然違うと思うのです。だから、ちゃんと目標は決めて、先ほど5%と言われましたけれども、その目標は余りにも低いのではないかということを私は言ったわけです。ですので、検討をされて女性の方の力をやっぱり発揮していただくと。私もいろいろところで活動していますけれども、やっぱり女性の方たちというのは非常に活躍されている場面を幾らでも見ているわけです。ですから、そこで女性は能力を見て誰でも登用するのだから目標なしでいいなんていうことは

言わないで、ぜひ目標を設定していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申しあげましたとおり、優秀な者はどんどん登用するというのでございます。ですから、パーセントにこだわらず、もちろんこれ上がることもあるわけでございます。ですから、私が先ほど申しあげましたとおり女性を性別で差別するつもりは全くなくて、1点目のジェンダー平等についても海外も長いものですから、そもそもジェンダー平等という考えが身についております。ですから、先ほど来の答弁の繰り返しになりますが、優秀な職員がいれば男女問わず登用するというのでございますので、ぜひ共産党議員の皆さんも今ゼロ%ですから、一緒にやってまいりましょう。

○13番（安久莊一郎君） 海外でいろいろ経験されてきた町長であればこそ、ジェンダーということ、ジェンダー差別をなくさなくてはいけない、その先頭に立っていただきたいと思うのです。

先ほども私は言いましたけれども、日本ではこのジェンダー平等が遅れているわけです。その現実をちゃんと踏まえていなければならないと思うのです。だから、余市町だってその影響を受けていまして、企業なんかでは男性は総合職、女性は一般職という、それで管理職の道が閉ざされると、そういうこともあるわけです。そういう現実をよく見ていただいて、そのために余市町はやっぱり、ああ、すごい余市町はそういう面ではよく頑張っているのだと言われるような町にすると。そうすれば女性の方もやりがいが増え出てきて、もっと仕事にも誇りを持つと思うのです。そういうことを私は言いたいのです。だから、町長が自分はジェンダー平等、ジェンダー差別は全然考えていないということではなくて、それは大事にして、それを持っている町長だからこそ余市町全体がジェンダー平等をうたっているという

リーダーシップを執っていただきたいと思うのですけれども、再度どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

引き続き女性は差別することなく、適材適所で取り組んでいきたいと思っております。

○13番（安久莊一郎君） 私も実はジェンダー平等ということについて、今まで使ったことのない言葉でいろいろ勉強しまして、本当にこれは大きな問題だなど、国際的な認識が求められている問題だというのが分かりましたので、ぜひこれからもジェンダー平等、余市町長が先頭に立って推進していただきたいと思います。

最後になりますけれども、同性パートナーシップ制度、これは、去年の12月14日現在で制度のあるところが32自治体あったのですけれども、この近くでは札幌市がパートナーシップ宣誓制度というのを2017年、平成で言いますと29年6月1日から行っていると。互いの個性、多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちづくり、まちの実現を目指して性的マイノリティーに関わるパートナーシップ制度を開始しましたと札幌市は言っております。これは、非常に今性的マイノリティーの方々が本当に周りのいろいろな圧力というのか、それをはねのけながら雇用したりもして、非常にこれが今大事、個人の尊厳を守るためにも大事だということになってはいますが、余市町でもこのパートナーシップ宣言、まずはこれを、宣誓制度は札幌市でやられていますけれども、そういうのも参考にしながらやって、その性的マイノリティーの方にやっぱりきちんと余市町として認定すると、市民権を与えると、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、これについてはどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

性的マイノリティーに関しましても私は特段の

コメントなしというか、別に差別して見ているつもりは全くなくて、市民権を認めてはどうかということでしたが、市民権はあるというふうに思っております。個別具体的に何らかの相談があれば寄せていただきたいと思います。先ほどの答弁にありましたとおり国の動向などを見ながら引き続き注視してまいります。

○13番（安久莊一郎君） ここでも国の動向と言われましたけれども、もう札幌市でやられているわけですから、やっぱり余市町でもそれを検討すると、一歩進めていくということは言えないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

性的マイノリティーにも私は別に市民権があると思っておりますので、特段差別しているつもりはないというのは繰り返しお答えしつつ、具体的に相談があれば寄せるようにしていただければと思います。

○13番（安久莊一郎君） やっぱり町長、札幌市のこの宣誓制度を見てみますと、やっぱり札幌市では互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指すということでこの宣誓制度を開始したと言っているわけですから、町長自身が別に性的マイノリティーの方を差別するつもりはないと言われてはいますが、いろいろあるのですよ、この社会ではまだ。だから、先ほどのフィンランドの首相の女性の方はお母さんとそのパートナーとで育てられたと言っていますけれども、まだ日本ではそういうことを公然と言えるような雰囲気ではないところもあるのです。ですから、町長がそういうことは全然認識していないから大丈夫だと言うのではなくて、この宣誓制度をもし利用してきちんと先ほど札幌市が言っているような、そういう制度をやっぱり考えていくと。それがやっぱり第一歩の町長のそういう差別をしないという気持ちが

伝わっていく制度になっていくと思うので、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

宣誓制度、一般論として地方の場合だとそういう性的マイノリティーに関する差別があるというふうに一般論としては言われているわけでございます。これで宣誓制度で認証するほうが過ごしやすいのであれば、全然私はいいと思えますので、具体的な案件があれば相談していただければと思います。

○13番（安久莊一郎君） 最後まですぐ検討するということを言っていただけでなく残念ですが、この問題については私も初めて取上げた問題ですので、性的な暴力の問題とも関わっているのですが、それについては今回触れなかったもので、また別の機会にやりたいと思えますので、これで質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時0分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和2年第1回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問いたします。

災害時に役立つ液体ミルクについて伺います。今全国の自治体で乳児用液体ミルクを災害時の備蓄物資に採用する動きが広がっております。乳児用液体ミルクは、常温保存ができ、粉ミルクのよ

うにお湯で溶かす必要がないため、水や燃料の確保が困難な災害時に避難所での活用などが期待されていると伺っております。本町では、乳児用液体ミルクをどのように認識されているかお伺いたします。

また、現状のミルクに対してどのようなものを備蓄されておられるかお伺いたします。

以上、1件よろしくお伺いたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の災害時に役立つ液体ミルクについてに関するご質問に答弁申し上げます。

液体ミルクは、国内で相次いだ自然災害の被災地での必要性及び日常生活での授乳に係る時間短縮の有効性が注目されたことなどから、平成31年3月より国内メーカーの商品が店頭で販売されているところであります。特に災害時にお湯が確保できない状況でもそのまま飲むことができる液体ミルクは、備蓄品として有用であると認識しております。

本町におけるミルクの備蓄状況につきましては、スティック1本で100ミリリットルのミルクを作ることができるスティックタイプの粉ミルクを備蓄しており、賞味期限により更新が必要となりますことから、今後におきましては液体ミルクの賞味期限、価格帯なども調査し、現在の備蓄状況を踏まえつつ検討してまいります。

○8番（白川栄美子君） ちょっと答弁が1つ足りなかったかなと思うのですが、実は現在ミルクに対してどのようなものを備蓄されておられるかということをお伺いいたします。

（何事か声あり）

すみません、分かりました。現在のミルクは、スティックタイプで備蓄をされているということなのです。

この液体ミルクというのは、2011年の東日本大震災のときに、2016年の熊本地震のときも普及していたフィンランドから救援物資として被災地に

届けられたと伺っております。ただ、残念だったのが一昨年の豪雨や北海道で起きた胆振東部地震のときにブラックアウトになりましたよね。そのときに液体ミルクが救援物資として届けられたけれども、十分に活用されなかったということが一部報道でありました。その原因としては、受け取った自治体、または被災者に十分に液体ミルクの認識がなかったことが指摘されたと言われておりました。

この結果を受けて、解決するために、東京都の例としてですけれども、液体ミルクの使用方法なども伝える動画とかリーフレットを作成して正しい知識を身につけていただいているということでありました。今はネットの社会ですから、いろいろなところの情報で知識は得られると思いますけれども、この質問の中でちょっと防災会議には触れていませんので、詳しくは言えないのですが、ちょっとだけ関連があるので、触れさせていただきたいと思っております。

今内閣のほうでは、防災会議の中で2013年に策定した男女共同参画の視点から防災、復興の取組指針の見直しを進めているとありまして、現行の指針の柱の一つに女性や子育て家庭の視点を取り入れた避難所運営が明記されております。でもそれは、地域によって徹底されていないということもありまして、実態がいまいちちょっと分かっていない状況なのですけれども、そんな中で公明党でも党の女性委員会を中心に女性の視点を生かした避難所の機能拡充に取り組んでいまして、その中で乳児用の液体ミルクの備蓄が各自治体などで進むように必要な物資として明記することを求めています。

内閣府では、検討会では指針の改定案を取りまとめて、今3月に取りまとめて出すような方向でいると言われておりますけれども、液体ミルクの早期の見直しというのは必要になってくるのではないかなという思いはしております。

国のほうで1回、昨年10月ですかね。都道府県などによって災害対応のために液体ミルクの備蓄を促す通知をしたけれども、この中で賞味期限が近づいた液体ミルクは保育所などで使っていると。その使った分を補充していくローリングストックという補充方法を紹介しているということがありました。ほかの町村では、もう取り入れているところは賞味期限が近くなったら健診のときにそれをお配りしているというものもあるのですけれども、余市町はまだ液体ミルクはやっていないのですけれども、今現在スティックでやられているのですけれども、賞味期限が近づいたやつというのはどのように処理していますかね。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在賞味期限が近づいたもの、切れたもののミルクの処理ですけれども、現時点では廃棄しているということでもありますけれども、今後は有効に活用できるように担当のほうで考えているということでございます。

○8番（白川栄美子君） 今後の中で有効に活用していくということでちょっと安心したのですけれども、この中で国の見直しも含めて液体ミルクが必要になってくるのかなと思っておりまして、ぜひとも早期の見直しをしていただきたいなと思いますので、最後にちょっと見解をいただいて終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

現在先ほど申し上げましたとおり、スティックタイプのを備蓄しておりまして、町内全部で13グラムのもので10本入りのものを80箱確保しているわけでありまして。賞味期限につきましては、粉のものが1年半に対しまして液体になりますと缶で1年、パックで半年というように賞味期限が短くなってまいります。また、価格帯につきましても粉のものに比べて2倍から3倍かかるという

ような状況であります。

ご指摘のとおり被災地、まだ日本では液体ミルクが解禁されていなかったという状況で海外から送られてきたということで使えなかったということもありますが、海外では液体ミルクが主流になっているわけでございますが、今後供給量の増大によって価格が落ちてくることも考えられますので、様々な状況を勘案しながら体制を検討していきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明6日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時11分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且